保険医療機関及び保険医療養担当規則 に基づく費用の説明

１、食事療養の内容及び費用

区分	１食あたりの費用
一般の方	５５０円
難病患者、小児慢性特定疾病患者の方（住民税非課税世帯を除く）	３３０円
2015 年 4 月以降継続して精神病院に入院中の患者	２７０円
2015 年 4 月以降継続して精神病院に入院中の患者	２６０円
住民税非課税世帯の方で過去１年間の入院日数が９０日を超えている場合	２２０円
住民税非課税世帯に属しかつ所得が一定基準に満たない７０才以上の高齢受給者	１３０円

食堂加算　・・・Ａ２、南２、南３病棟では原則、食堂加算が１日につき５０円かかります。

特別食加算・・・病態により、特別な食事の提供を必要とする場合、１食につき７６円かかります。

（腎臓食、肝臓食、糖尿食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓食、脂質異常症食、痛風食、フェニールケトン尿症食
楓糖尿症食、ホモシスチン尿症食、ガラクトース血症食、治療乳、
無菌食（無菌治療室管理加算を算定している患者)、特別な場合の検査食）

２、生活療養の内容及び費用

介護保険との均衡の観点から、医療療養病床に入院する 65 歳以上（注 1）の者の生活療養（食事療養並びに温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養をいう。）に要した費用について、保険給付として入院時生活療養費を支給されることとなりました。

入院時生活療養費の額は、生活療養に要する平均的な費用の額を勘案して算定した額から、平均的な家計における食費及び光熱水費の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める生活療養標準負担額（所得の状況[※1]）、病状の程度、治療の内容その他の状況をしん酌して厚生労働省令で定める者については、別に軽減して定める額）を控除した額となっています。

被扶養者の入院時生活療養にかかる給付は、家族療養費として給付が行われます。

［※1］　所得の状況をしん酌して負担額が軽減される者

低所得者Ⅱ（住民税非課税世帯）
低所得者Ⅰ（年金額 80 万円以下等）

区分		食費〈1 食につき〉	居住費〈1 日につき〉
課税世帯	一般	５５０円	４３０円
	難病患者等	３３０円	０円
低所得者Ⅱ（住民税非課税世帯）		２７０円	４３０円
低所得者Ⅱ（住民税非課税世帯）（過去 12 カ月で 91 日以上入院されている方）		２２０円	４３０円
低所得者Ⅰ（年金収入 80 万円以下等）		１６０円	４３０円
低所得者Ⅰ（住民税非課税世帯に属し、かつ所得が一定基準に満たない７０才以上の高齢受給者で、入院の必要性が高い場合）		１３０円	４３０円

３、患者申出療養又は選定療養の内容及び費用

当院では特別療養環境室（差額ベッド）の選定療養を実施しています。

（費用については別の掲示をご参照ください）

平川病院　病院長